

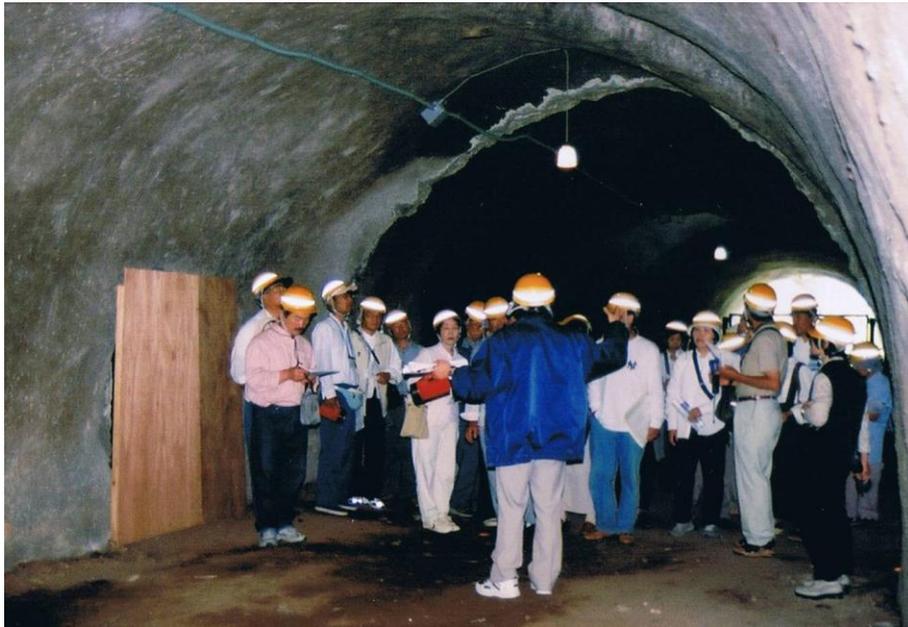
## 館山市の文化財行政と財政について

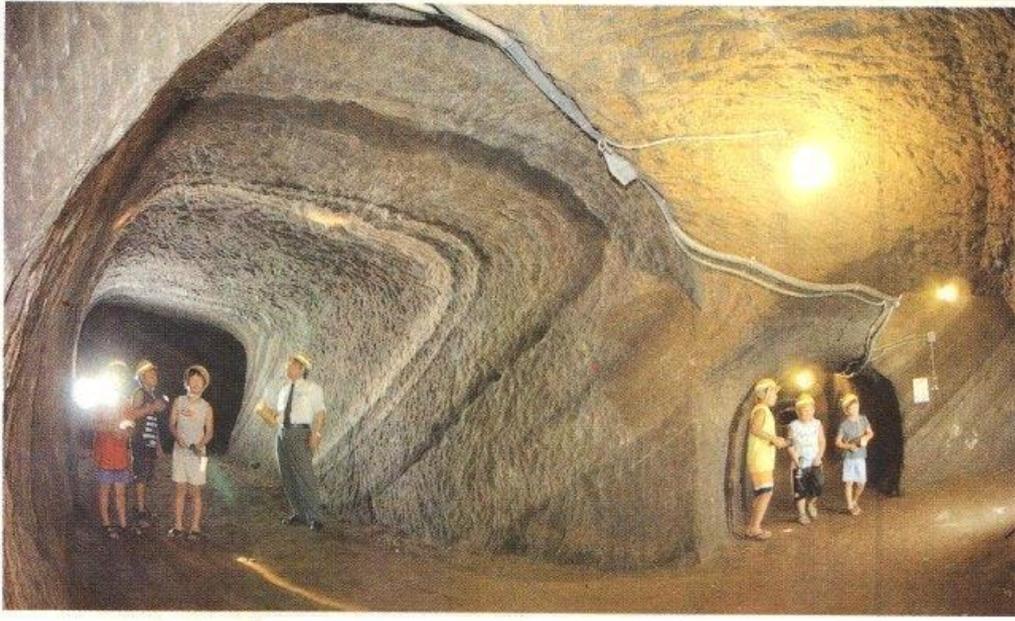
# 赤山地下壕はなぜ残ったか？

日本国憲法と館山市の文化財保護の「奇跡」

神田守隆

2010.6.22





## 館山の戦争遺跡で街づくり

### 要塞など系統化 歴史公園都市に 市調査委が報告書作成し意欲

館山市内の戦争遺跡を  
まちづくりに活用しよう

と、学識経験者らをメンバーにつくられた市戦争遺跡調査研究委員会(委員長・田辺員人東京家政学院大学学長)が最終報告書の素案を了承した。年度内に報告書をまとめる。

市は、これらの戦争遺跡を平和学習や交流に生かした、地域まるごとのフィールド博物館「館山歴史公園都市」づくりを目指す。

東京湾の出入り口に位置する立地条件のため、

館山は太平洋戦争中の本土防衛要塞など、近代戦争遺跡が多いことで知られる。市教委の調べでは、館山海軍航空隊関係17、洲ノ崎海軍航空隊関係6、館山海軍砲術学校関係6など計47カ所を数える。

しかし、戦後57年が過ぎ、記録などが風化している。同委員会は昨年7月に発足、これら遺跡の文化財指定を視野に、財団法人「地方自治研究機構」と協力して現地調査や関係者アンケートなども実施してきた。

「歴史公園都市」構想は、館山、洲ノ崎の両海軍航空隊、東京湾要塞、館山砲術学校の3地区を大きく遺跡群として系統化。それによって首都圏防壁の地、館山の歴史文化性を後世に伝えようとしている。

各遺跡の関係者を対象としたアンケートも225通が集まり、平和学習の素材などに生かされる。田辺委員長は「館山の場合、広島や沖縄のような悲惨さはなかったが、明治、大正、昭和と3代にわたる戦術や戦略の変化をたどることができ。いろいろな立場から戦争を考える場になればよいと思う」と話している。

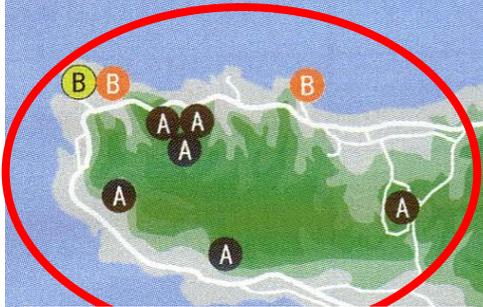
## 館山市、戦争遺跡を活かしたまちづくりへ

- 館山海軍航空隊関係
- 洲ノ埼海軍航空隊関係
- 館山海軍砲術学校関係
- 第59震洋隊関係
- 横須賀防備隊関係
- 第2海軍航空廠館山補給工場関係
- 横須賀軍需部館山支庫関係
- 東京湾要塞関係

- (A) Aランク (近代史を理解する上で欠くことができない遺跡)
- (B) Bランク (特に重要な遺跡)
- (C) Cランク (その他)



**館山海軍航空隊  
洲ノ埼海軍航空隊関係**



**東京湾要塞関係**



**館山海軍砲術学校関係**



# 今なお続いている 戦争遺跡の保存の呼びかけ



鉄筋コンクリート製の砲台跡



弾薬庫跡



砲台弾薬庫跡



本土決戦抵抗拠点  
128高地

「**戦闘指揮所**」  
「**作戦室**」

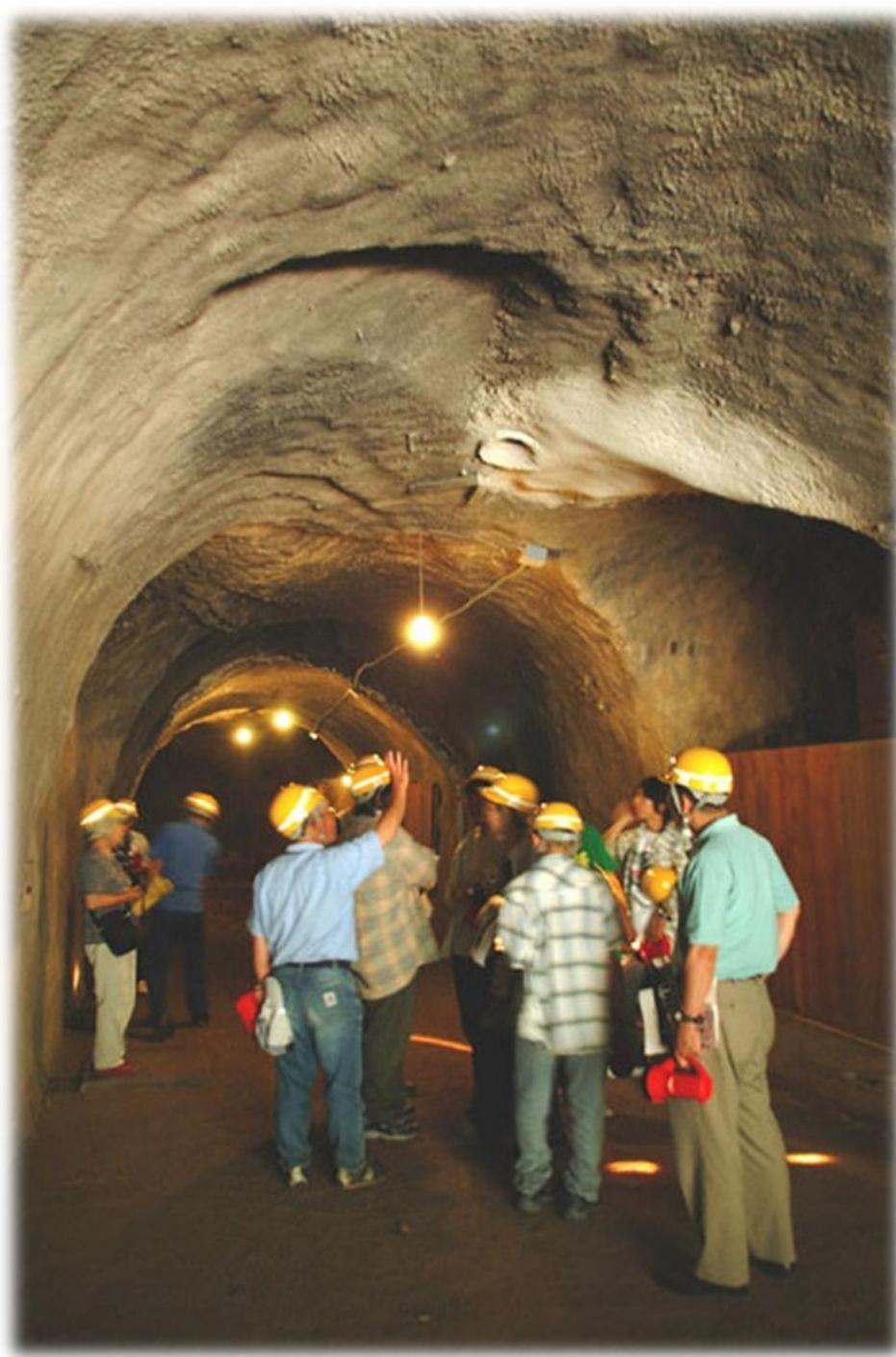
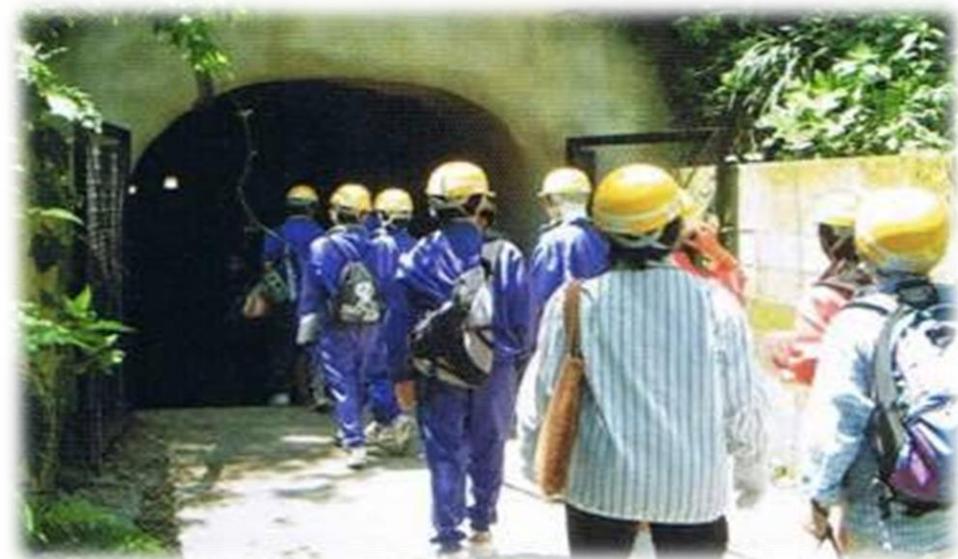
昭和19年12月竣工

中島分隊



# 赤山地下壕

2004年一般公開  
2005年市指定文化財



## 二 公共用物は取得時効の対象となるか

ここでいう公共用物とは、道路、河川、公園等を指します。国、県、市町村等が所有している物は公物ですが、そのなかで公用の指定を受けたものが公共用物です。もともと、私道のように所有権は私人にあるが、道路指定を受ける等の公用負担を受けている物も入ります。

公共用物は原則として取得時効の対象になりません。しかし、官庁の意思表示による公用廃止処分があったときは取得時効の対象になります(大審院・大正八年二月二十四日判決、民録二五―三三六)。ところで、問題は、右のように明確な公用廃止処分がなくても、長年、事実上、公の目的に使用されることなく放置されていた場合、換言すれば、黙示の公用廃止があったとみられる場合です。こういう場合はどうなるのか。

最高裁・昭和五十一年二月二十四日判決(民集三〇―一一―一〇四、判例時報八四〇)は、「公共用財産が、長い間、事実上公の目的に供されることなく放置され、公共用物としての機能等を全く喪失し、もはや公共用財産として維持する理由もなくなったときは、その公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の成立を妨げない」と判断しました。

なお、念のために申しますと、民間人の所有物につき、国や市町村等の公共団体が時効で取得することはできません。国の物は時効でとれないが、国は時効で国民の物をとることができるのです。

## 〔別添4〕

## 登録有形民俗文化財登録基準

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第八十二条第三項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すものうち重要なもの

## 【解説】

## ①「我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの」について

日常生活にかかる、衣・食・住、生産・業、交通・運輸・通信、交易、社会生活、信仰、民俗知識、民俗芸能・娯楽・遊戯、人の一生、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術にかかる用具・施設で、わが国民の生活文化の推移を知る上で重要なものであって、同種のものうち特徴を最もよく表しているものをいう。

## ②「有形の民俗文化財の収集」について

一定の意図をもって集められたコレクションのことをいう。例えば、農耕用具や船大工用具のコレクションなどをいう。

## ③「歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能

の様相を示すもの」について

有形の民俗文化財のコレクションの文化財的な価値の判定の視点を列記したものである。例えば、「歴史的変遷」や「時代的特色」については、実年代に基づく時間ではなく、素材や形態等に着眼した様式論的な変遷や特色を意味するものである。また、「地域的特色」とは、その地方独自の素材の利用や使用法などにみられる特色であり、「技術的特色」とは、民俗技術の中で特定の発達段階の特色を示すものである。さらに、「生活様式の特色」又は「職能の様相」とは、当該民俗文化財を製作又は使用した人々の生活様式の特色や職能の有り様を示すものであり、具体的には、生活様式の特色とは、暮らしぶりの特色に着目し、職能とは、商人、職人などの職種に着目するものである。

## ④「我が国民の生活文化との関連を示すものうち重要なもの」について

我が国民以外の人々の使用・製作した有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国への生活文化の伝播や、比較等により我が国民の生活文化の特色を理解する上で重要なものをいう。例えば、国内に所在する東南アジアの農耕用具類のコレクションなどをいう。

## 〔別添5〕

## 登録記念物登録基準

## 〔遺跡関係〕

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

## 〔名勝地関係〕

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

## 〔動物、植物及び地質鉱物関係〕

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、国土の成

り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

## 【解説】

## 【遺跡関係】

- ① 「近代まで」とは、第二次世界大戦終結頃までを指す。
- ② 「我が国の歴史を理解する上で重要なもの」とは、我が国の歴史を理解する上で必要な存在になっているものをいう。  
例えば、政治・経済・文化・社会等の分野における遺跡のうち、当該歴史事象をよく現し、かつ、我が国の歴史をひろく国民が理解するのに資するものをいう。
- ③ 「地域の歴史の特徴を表しているもの」とは、地域の中で定着・発展し、地方独自の特性を表わしているものをいう。  
例えば、地域的な特性により独自に定着・発展した産業遺跡等をいう。
- ④ 「歴史上の人物等に関するもの」とは、政治、経済、文化、社会等の分野での定着・発展を語る上で重要な人物、事柄、事件等に関するものをいう。  
例えば、そうした人物、事柄、事件等を認識するのに必要な遺跡を言い、生家や旧居、墓又は人物の活躍した場等をいう。

## 【名勝地関係】

- ① 「公園、庭園その他の名勝地」とは、公園・庭園・植物園・墓園・並木道・広場など造園的な構成及び素材を持ち地域の空間的品格を成す場所又は地域独特の峡谷、海浜、山岳など自然の要素から成る名所など景勝地等をいう。
- ② 「人文的なものによっては造成後五十年を経過したもの」とは、造成に長時間を要したもので、当該敷地のうち敷地の全体が登録の対象となる名勝地の場合は敷地全体の造成期日、敷地の一部が登録の対象となる名勝地の場合は当該登録の対象となる敷地の一部の造成期日から50年を経過したものをいう。
- ③ 「自然的なものによっては広く知られたもの」とは、名勝地として人々に広く知れわたったものをいう。
- ④ 「造園文化の発展に寄与しているもの」とは、休養・娯楽・行楽、学習・教育等の諸活動を通じ、人間の自然観の醸成又は空間の創造において重要な意義を持ち、以て造園文化の発展に寄与しているものをいう。

- ⑤ 「時代を特徴づける造形をよく遺しているもの」とは、各時代に数多く見られる類型の中でも、特に意匠又は構造面の特徴となる造形を総体又は部分においてよく遺しているものをいう。
- ⑥ 「再現することが容易でないもの」とは、造成後相当の年数(50~100年)を経過したことにより、現在同様のものを造成するには多大な費用が必要なもの、同様のものを造成することが技術的に困難であるもの、あるいは構成される自然物の性質等により再現が困難であるものをいう。

## 【動物、植物及び地質鉱物関係】

- ① 「国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なもの」とは、国土の形成に関わった自然物又は自然現象で、地質時代における長い歴史、日本列島南北に広がる多様な自然環境、その中で醸成されてきた人と自然との関わりを理解する上で重要な動物、植物、地質鉱物をいう。
- ② 「我が国において作り出された飼養動物及び飼育地」とは、地域の需要に応じて作り出された畜養動物及びその飼育地のうち、品種、対象物、飼育地域が特定できるものをいう。  
例えば、日本在来馬・豚などで一定地域において飼育されていたものが挙げられる。
- ③ 「我が国において作り出された栽培植物及び生育地」とは、日本人の生活、日本文化の基盤である衣食住の素材、観賞のために、地域の特性に応じて作り出された栽培植物及びその生育地のうち、品種、対象物、生育地域が特定できるものをいう。  
例えば、特定の地域のみで栽培されている野菜類・果樹類、在来の鑑賞用植物などで、地域の特徴を表しているもの、流通の変化等により生育地域が限定されているものが挙げられる。
- ④ 「動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本」とは、コレクション、学術標本などで重要なものをいう。  
例えば、代表的な動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石のコレクション、我が国で最初に発見され記載された動植物、絶滅した動植物などの標本である。
- ⑤ 「前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象」とは、上記以外の自然物及び自然現象で、地域の自然、人と自然との関わりを理解する上で重要なものをいう。  
例えば、三角州・蛇行河川・リアス海岸・火山などの大規模な地形、樹木・偏形樹などの気象的なあるいは季節的な自然現象、地域の特徴を示す自然物が挙げられる。

## 実現しなかった館空跡の開発

鈴木市長の時代は「軍都」から脱皮して、新しい「町づくり」をめざすべき再出発の時期であったが、実際には、GHQによる新学制の実施、シャウブ勧告による税制の全面的改正、一方では旧館空跡の処理問題など、つぎつぎと持ち上がる難問処理に追われ、市のビジョンを検討する余裕などはなかった。この昏迷期は吉田市長が在任した昭和二十年代の末まで続いている。

面積が九十八万三千三百四十平方メートル（約三十万坪）もある旧館山海軍航空隊の跡は、館山市のビジョンづくりにとって、見逃すことのできない貴重な存在であったが、大蔵省が利用者をさがしていた同跡地の活用方法については、議論百出したものの、ついに結論を得るに至らなかった。

なかでも小高煮郎氏（館山漁協組合長）の提唱した開発計画は、かなり具体性をもち、しかも将来性のあるもので、賛同者も少なくなかった。

小高氏のプランは、福島県で軍用保存食の製造を手がけていた小沢専七郎氏（元代議士）がもちかけてきたもので、館空跡と、残された兵舎など五十余棟を活用、食糧と飼糧および製塩のコンビナートをつくろうとしていた。そして魚介類を大量に加工するため、必然的に館山港に水揚げする漁船もふえるという目算もあった。またコンビナートとは別に沖ノ島から西岬一帯にかけては、休養と娯楽をかねた総合施設もつくる計画であった。ところが、この開発計画も、まだ将来の展望を欠いていた敗戦の混乱期には一般的に理解されず、その他、政治的、感情的な理由などから多数の合意を得られなかった。

そこで県が幹旋に乗り出し、いわゆる「半官半民」の「日本漁農公社」設立が内定、川口知事も、館山へ石橋副知事を派遣して実現の努力を払ったが遂にみのらなかった。

ほかにも学園の誘致、捕鯨船団の基地と加工場、ゴルフ場、競輪場、千葉刑務所の移転など、さまざまなプランが出されたが、甲案が出るとA派が反対し、乙案が出るとB派が異議をはさむといった議論に終始した。

この間、二十二年九月四日夜、館山海岸にあった県立安房水産高校が原因不明の失火で焼失、同校は旧館空に移転することになり、兵舎払い下げと改造費など、三千万円をかけて翌年七月から授業を再開した。このとき地元の前町村や有志が、復興資金として一千万円を負担している。

その後、二十八年末になって、同校は自衛隊の前身・海上警備隊（28年9月から館山航空隊として旧館空の一部を使用している）より移転を求められた。しかし、館空跡は水産高校に最適であり、水産短期大学の併設も内定していた矢先だけに、学校当局はじめPTA、同窓会はこぞって移転に反対した。

そこで譲渡交渉は県当局（柴田知事）に向けられ、結局、三十年十一月、防衛庁東京建設部横須賀支部との間に、七千五百万円で譲渡契約が結ばれた。

館山市は後年、本間市長時代になってから、県市の協力で観光開発を進めるため、さらには「若潮国体」のヨットハーバーを設けるため、県立安房水高の再移転案、或るいは館山海岸の埋め立て案などが実行に移されようとしたことがある。このプランは、漁業権の問題などがからんで見送られているが、このように館山市が県南の観光拠点として発展しようとしている今日からみると、昏迷期にあったとはいえ、大蔵省から管理を委託され、

いわば手中にあった館空跡の活用が、みすみす見送られてしまったことを惜しむ市民も多い。

## 館空跡を開墾した開拓組合

終戦後、食糧危機を反映して広大な館空の飛行場が開墾され、市民が麦、甘藷、ネギなどを作りはじめた。最初は思い思いにクワをふるったが、西ノ浜の安藤亀吉氏が世話役となって「館山市開拓組合」をつくることになり、二十二年五月に柏崎国神社社務所で設立総会が開かれた。

組合に参加したのは大賀、笠名、宮城、西原、柏崎、沼、西ノ浜、上須賀、楠見、上町、仲町、下町、新井、長須賀、六軒町、三軒町および県立安房水産高校を含め七百六十戸を数え、各町内から理事、幹事各一人を選出、組合長に安藤亀吉氏、副組合長（会計兼務）に沼の鈴木辰之助氏を選んだ。

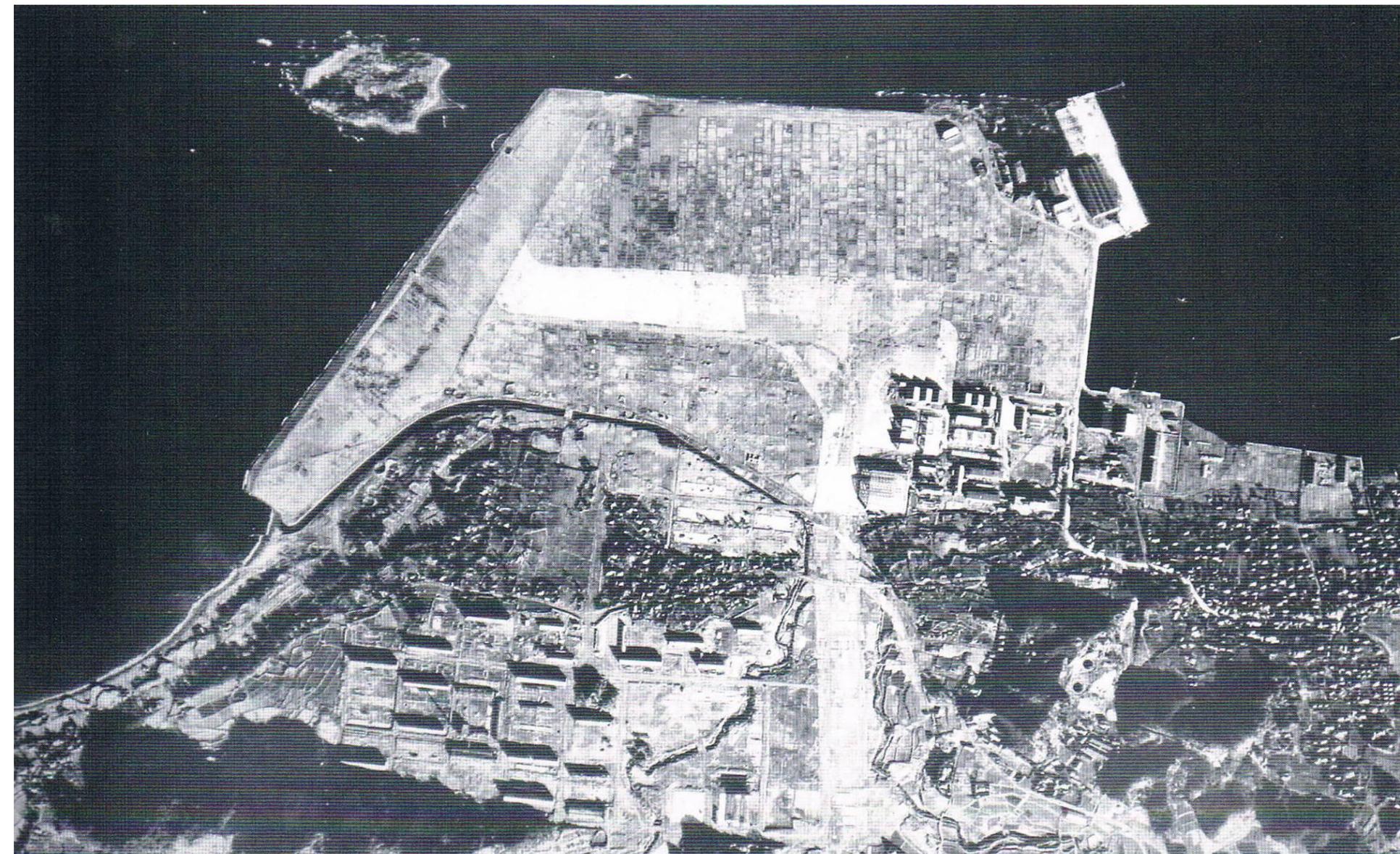
開墾した面積は第一次が約五〇ヘクタール（五十町歩）第二次が八・六ヘクタール（八町六反）で、町内会ごとに区切り、原則として一戸あたり一区画三三〇平方メートル単位で耕作したが、なかには二〜三区画も耕す市民もいた。しかし、開墾がはじめられたものの、館空はもともと軍部が勝手に海を埋め立てたところだけに、正規の土地とは認められておらず、字も地番もない。そこで農地として認められ、払い下げ（第一次分は一〇アール百二十円六十銭、第二次分は同千円）にこぎつけるまで開拓組合役員は大変な努力を払っている。

おまけに潮風をまともにかぶる場所だけに、しばしば暴風雨、高潮、塩害などに見舞われた。このため県と交渉して、開拓組合員による「館山市治山事業保護組合」を結成し、三年間に十万本の松苗を植えたりもした。

続いて洲ノ空跡の払い下げ運動も進められた。館空跡は全くの埋め立て地で、軍部に土地を買収されたわけはなかったが、洲ノ空の場合は館空とは違って、先祖伝来の土地を強制的に買い上げられただけに、関係地元民の執着もひとしおだった。大蔵省と交渉の結果、払い下げが認められた面積は六十四ヘクタールで、価格は一〇アール当たり六百四十四円だった。払い下げを受けた土地の個人割り当ては地元役員に任された。

館空跡の第一次払い下げは二十六年、第二次は二十七年に手続きを終えているが、この直後から海上自衛隊の基地化が再び進められ、防衛庁による農地買収交渉がはじまった。この頃になると食糧事情も好転して農耕をやめる組合員も出はじめ、交渉は比較的順調に進み三十四年四月に買収は完了した。安藤亀吉氏は当時を回顧して「自衛隊の拡張には必ず政治的介入があり、農民は猛烈な反対運動を展開するのが例だが、館山だけはムシロ旗の代りにピールを立て芸者をはべらせて手打ち式が行なわれた。こんな例は全国にもマレだろう」と語っている。





資料No.7 アメリカ軍撮影航空写真 1947年

館山市沼の柏崎から大賀にかけての海岸と、高の島・沖ノ島の間にあった浅瀬は関東大震災による隆起で干潟となり、ここを埋め立て昭和5（1930）年に館山海軍航空隊が開隊しました。

## 経緯

昭和 24 年 9 月 25 日	建設大臣宛 「館山都市計画運動場並事業 及び年度割決定について」(内 申)提出	都市計画法第 3 条により 内申の内容 名称 館山運動場 位置 館山市宮城 地積 約 13.6ha
昭和 24 年 12 月 26 日	認可(建設省告示第 939 号)	
昭和 53 年 7 月 17 日	館山都市計画公園の変更につ いての報告	昭和 24 年 12 月 26 日 都市計画決定廃止 一部を近隣公園として決 定予定 面積 13.6ha→5.6ha 公園名 館山運動場→ 宮城公園 番号 第 1 号→3・4・4 種別 運動場→近隣公園
昭和 53 年 8 月 9 日	館山市都市計画審議会開催	「館山運動場の廃止につ いて」の審議
昭和 53 年 8 月 30 日	千葉県都市計画地方審議会付 議	同上
昭和 53 年 9 月 16 日	千葉県知事決定	千葉県告示第 734 号 館山都市計画運動場第 1 号館山運動場の廃止 館山都市計画公園の番号 の廃止
昭和 53 年 10 月 31 日	館山市告示	館山都市計画公園の変更 について (第 43,44,45 号)
昭和 56 年 1 月 20 日	千葉県告示第 33 号	宮城公園の番号変更 (昭和 54 年 3 月 31 日付け都市局 長通達による都市計画法施工規則 一部改正による)

## 当初の計画における内申の内容

## ○館山運動場としての計画理由

最近に於けるスポーツの向上は見るものがありますが、之が施設の完備は市民の保健衛生と殊に南国館山は冬期に於けるスポーツ練習地として最適の地であり、ここに本市に於いてはヤードプール・野球場・陸上競技場を設置し、市民の娯楽運動場となし又は一流選手の練習地となし、外来者の誘致に努め、併せて観光館山を紹介し以って体育の向上教化に資せんとするものである。

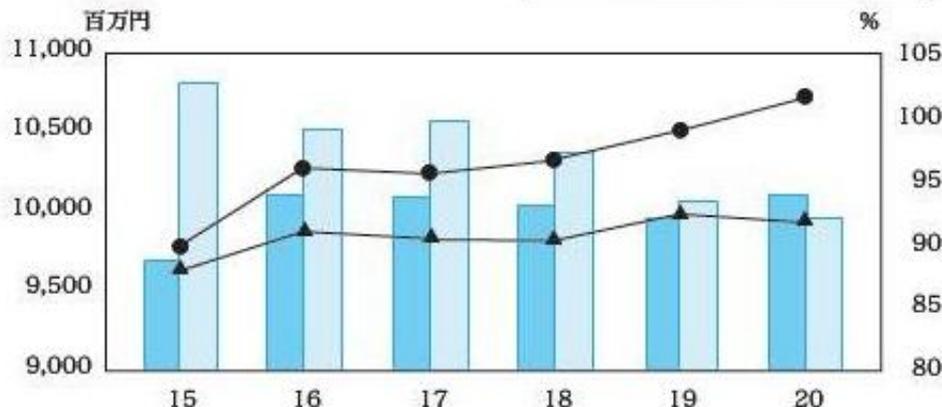
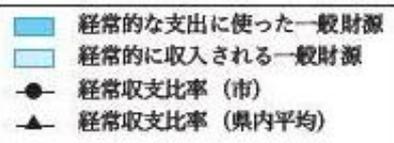
## ○工事概算書

公園番号(名称)	館山運動場	
用地費	450,000 円	2,205 坪(大半の土地は国有地の無償借受)
物件移転費	1,245,000 円	家屋移転(115 坪) コンクリート移転(6,700 坪)
整地費	4,018,000 円	陸上競技場(3,525 坪) 野球場(3,187 坪) 水泳場(1,600 坪) 児童遊技場(4,200 坪)
施設費	13,700,000 円	陸上競技場(スタンド他) 野球場(バックネット、スタンド他) 水泳場(競泳プール、ダイビングプ ール、スタンド他) 児童遊技場(滑り台、シーソー他)
植樹費	1,100,000 円	樹木 1000 本 張芝 2000 坪
事務費	450,000 円	
合計	22,163,000 円	

## ○現況説明

運動場敷地は、元軍用地にして飛行機の滑走路にて、現在は芝生又はコンクリートなり、水泳場予定地は眼下に館山湾を見下ろし西に赤山を背負ひ眺望絶景なり。

## 経常収支比率の推移



年度	15	16	17	18	19	20
経常的な支出に使った一般財源 (百万円)	9,702	10,127	10,116	10,062	9,998	10,131
経常的に収入される一般財源 (百万円)	10,821	10,541	10,585	10,399	10,099	9,984
市の経常収支比率 (%)	89.7	96.1	95.6	96.8	99.0	101.5
県内の経常収支比率平均 (%)	88.0	91.2	90.6	90.5	92.5	91.9

今の会話にあったとおり、経常収支比率とは、「毎年収入される使いみちが決まっていないお金」のうち、「毎年の支出に使ったお金」の割合です。当然、「毎年入るお金」で「毎年払うお金」をまかなわなければなりません。市では、平成20年度、「毎年払うお金」が「毎年入るお金」を上回ってしまったのです。この状態が良くないことは、わかっていただけだと思います。

上のグラフと表は、これらの推移を表したものです。平成15年度から平成19年度までは、経常的な支出に使った一般財源が経常的に収入される一般財源を下回っていましたが、平成20年度は経常的な支出に使った一般財源が経常的に収入される一般財源を上回っています。また、経常収支比率は、国の三位一体の改革がスタートした平成16年度以降は平均を上回るだけでなく、数値が上昇し続けています。

それでは、経常収支比率の計算の基である、「経常的な支出に使った一般財源」と「経常的に収入される一般財源」はどのようなものでしょうか。

「経常的な支出に使った一般財源」とは、①職員の人件費②過去の建設事業に使った借金の返済(公債費)③福祉のための経費(扶助費)④医療や介護、常備消防や水道事業のための経費(補助金・繰出金等)から成り立っています。

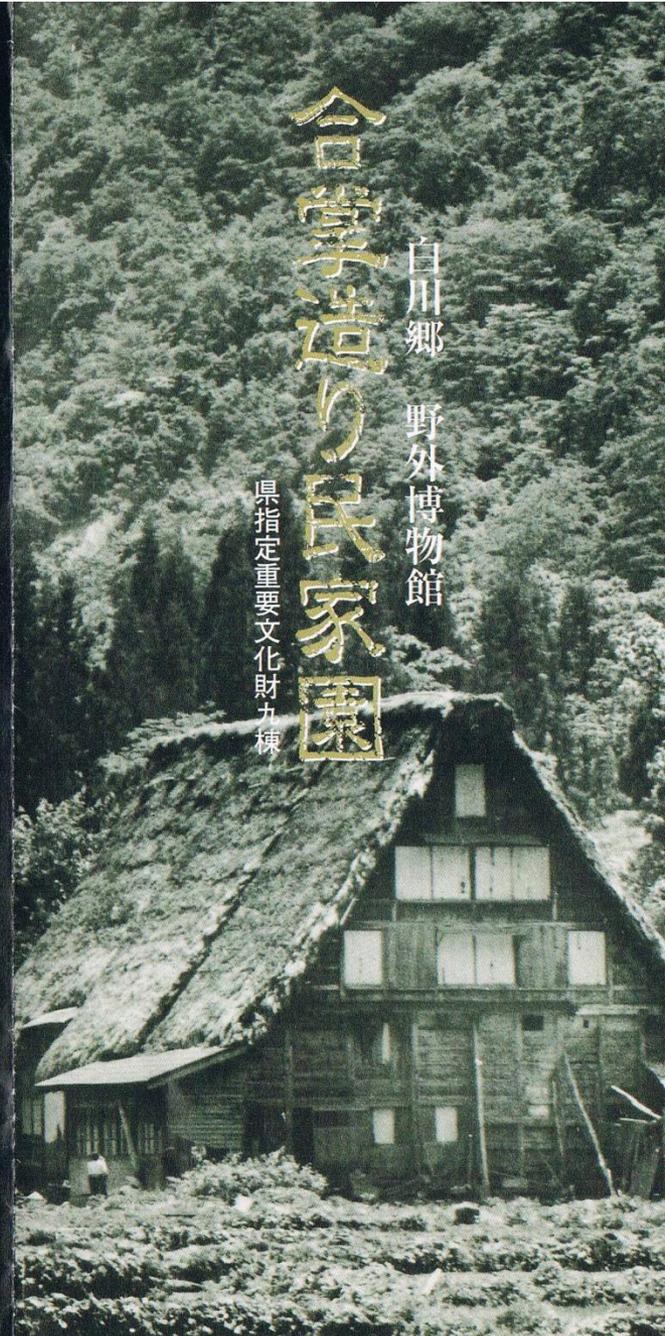
一方、「経常的に収入される一般財源」とは、①市税②国や県からの交付金(国・県交付金)③地方交付税などから成り立っています。



# 合掌造り民家園

白川郷 野外博物館

県指定重要文化財九棟



## 交通アクセス



●入園料

	個人	団体割引(25名以上)	団体割引(100名以上)
大人	500円	450円	400円
小人 (小学生)	300円	250円	200円

(消費税込み)

- 休園日  
4月～11月 無休  
12月～3月 木曜日休園  
(ただし木曜日が祝日のときは前日)  
年末年始オープン
- 営業時間  
8:40～17:00 3月～11月  
9:00～16:00 12月～2月  
入園受付は20分前まで

## 白川郷 野外博物館 合掌造り民家園

管理者/財団法人 白川村緑地資源開発公社  
〒501-5627 岐阜県大野郡白川村大字荻町2499  
TEL.05769-6-1231 FAX.05769-6-1830  
e-mail minkaen@shirakawa-go.org  
URL <http://shirakawago-minkaen.jp/>

## 千載不易

昭和42年(1967)の

加須良集落“集団離村を機に、

白川村は“民家保存モデル”として

「村立白川郷合掌村」

(現:合掌造り民家園)を設立する。

白川村の保存運動の“原点”となった。

### 略年表

- 昭和42年(1967) 加須良集落が集団離村
- 昭和44年(1969) 民家保存モデルとして  
村立「白川郷合掌村」を計画、工事開始
- 昭和47年(1972) 村立「白川郷合掌村」誕生  
(現:野外博物館 合掌造り民家園)
- 昭和51年(1976) 荻町地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定
- 昭和58年(1983) 「白川郷合掌の里」に名称を変更
- 平成 6年(1994) 「野外博物館 合掌造り民家園」に名称を変更
- 平成 7年(1995) 荻町の重要伝統的建造物群保存地区が  
世界文化遺産登録

1. はじめに
2. 赤山地下壕との出会い ...市有地の再発見
3. 戦跡調査の愛沢先生との出会い  
...文化財保護の指定基準  
「近世」から「近代終戦時」に
4. 新憲法のもとで赤山地下壕などの  
基地跡地の利用はどう考えられたか
5. 市民プールは平和日本への出発のはずが暗転に
6. それでも赤山地下壕はなぜ残ったか  
...その功労者をあなたはどうか考える
7. 赤山地下壕の地層や断層について パネルの提案
8. 市の財政再建について

# 戦跡保存のあゆみ

- 1989年 調査開始
- 1993年 千葉県歴史教育者協議会安房集会開催
- 「学徒出陣50周年 洲ノ空・館砲展」
- 戦跡ガイド開始
- 1995年 「戦後50年・平和の集い」
- 1996年 里見氏稲村城跡を保存する会 発足
- 1997～99年